東京都障害者施策推進協議会総会 (第1回)

平成23年7月14日

(午後7時00分 開会)

○芦田部長 それでは、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますが、定刻 でございますので、ただいまから第6期東京都障害者施策推進協議会の第1回総会を開 催いたします。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様にはご出席いただきましてまことにありがとう ございます。また、このたびは本協議会の委員及び専門委員にご就任いただきましたこ とを厚く御礼申し上げます。

私は、福祉保健局障害者施策推進部長の芦田でございます。会長が選任されるまでの 間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは座って失礼いたします。

まず、お手元に配付してございます会議資料につきまして確認をさせていただきます 〇山口課長 それでは、資料の配付につきまして確認をさせていただきます。私は、障害 者施策推進部計画課長の山口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、中ほどに第6期の東京都障害者施策推進協議会第1回総会の会議次第が名簿の後にございます。その会議次第をおめくりいただきますと配付資料、資料1-1、東京都障害者施策推進協議会条例、これから始まります、最終的に最後が参考資料6、厚生労働省関係の資料となってございます。配付資料につきましては、記載のとおりでございます。ご確認をいただきまして、整っていない場合には事務方にご連絡をいただければ、速やかに対応させていただきたいと考えております。

なお、本協議会でございますが、本日の審議、配付資料、また会議後の議事録、いずれも原則公開とさせていただきたく、また、本日は傍聴者の方もいらっしゃいますので、あらかじめご承知おきお願いをいたします。

また、マイクの使用ですが、お手元に赤いボタンがございます。これを押していただきますとマイクが入ります。発言が終わりましたら、また赤いボタンを押していただければマイクが切れますので、よろしくお願いいたします。

○芦田部長 初めに、本日は、本協議会第6期目の発足でございますので、委員及び専門 委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。なお、本日は、資料が大変多く ございます。会場の都合によりまして予定では8時50分までとさせていただいており ますが、進行の都合上、委員の皆様から一言ずつご意見を含めたごあいさつをいただく 時間は、本日一番最後に設けさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料 2-1 をごらんください。名簿の順に従いましてご紹介申し上げます。

千代田区長、石川雅己員でございますが、本日はご欠席でございまして、代理で島崎保健福祉部長が出席をされております。

続きまして、東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長、伊藤善尚委員でござい

ます。

弁護士の小川典子委員でございます。

大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科学科長、小川浩委員でございます。

筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、小澤温委員でございます。

東京都知的障害者育成会参与、北澤清司委員でございます。

東京都立東大和療育センター院長、倉田清子委員でございます。

西東京市長、坂口光治委員でございます。

檜原村長、坂本義次委員につきましては、本日はご欠席でございます。

東京都盲人福祉協会会長、笹川吉彦委員でございます。

東洋大学ライフデザイン学部学部長、髙橋儀平委員でございます。

国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授、髙橋紘士委員でございます。

東京都医師会理事、平川博之委員でございます。

公募委員の古田純子委員でございます。

目白大学客員教授、松矢勝宏委員でございます。

公募委員、峰裕美委員でございます。

東京都身体障害者団体連合会会長、宮澤勇委員でございます。

東京都聴覚障害者連盟理事長、宮本一郎委員でございますが、本日はご欠席でございます。

東京都歯科医師会副会長、山崎一男委員につきましても本日はご欠席でございます。 東京精神科病院協会副会長、山田雄飛委員でございます。

本日は、17名の委員と1名の方の代理の方のご出席を得ておりますので、協議会の 定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして専門委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料2-2をごらんいただきたいと存じます。名簿の順に従いましてご紹介申し上げます。

東京都重症心身障害児(者)を守る会会長、岩城節子委員でございます。

上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授、大塚晃委員でございます。

東京都精神障害者団体連合会相談役、小金澤正治委員でございます。

原町成年寮地域生活援助センター所長、笹生依志夫委員でございます。

DPI日本会議常任委員、中西正司委員でございます。

東京都知的障害者育成会本人部会副代表、橋本豊委員でございます。

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局次長、船木勝雄委員でございます。 東邦大学医学部精神神経医学講座教授、水野雅文委員でございます。

めぐはうす地域生活支援センターMOTA施設長、宮本めぐみ委員でございます。

南風会青梅学園統括施設長、山下望委員でございます。

以上で委員並びに専門委員の皆様のご紹介を終わります。

なお、本日は、本協議会の監事、書記として福祉保健局及び関係局等の部長または課

長が出席をしております。資料 2-4 及び 2-5 の名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、福祉保健局の杉村局長からごあいさつを申し上げます。

○杉村局長 福祉保健局長の杉村でございます。第6期目の東京都障害者施策推進協議会 の第1回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本当にお忙しいところ、本協議会の委員にご就任をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから東京都の障害者施策の推進に当たりまして、格別のお力添えをいただいております。改めまして御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

東京都では、現在、障害者が安心をして暮らせる社会の実現を目指しまして、障害者が地域で安心して暮らせる基盤などの充実、そして二つ目に、医療支援体制の充実による身近な地域での生活支援、そして三つ目に、自立に向けた就労促進策の推進、この3点を重点的な施策として掲げまして、施策の推進に取り組んでいるところでございます。今後とも障害者自立支援法や児童福祉法の改正、そして障害者制度改革に向けた検討など、国の動向も十分に留意しながら、東京都としての施策の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

3月11日の東日本大震災におきましては、都内を拠点に活動されております障害者 団体の皆様におきましても、積極的に被災地支援を行っていただいたということを聞い ております。まことにありがとうございます。私からも改めて御礼を申し上げさせてい ただきます。

東京都といたしましても、被災地域への人的そして物的支援や、被災者の受け入れなどの支援に総力を挙げて取り組んでいるところでございます。今後は、災害時におきます障害者への支援につきまして、障害者団体の皆様との連携ですとか、あるいは協力体制のあり方など、委員の皆様のご意見をちょうだいしながら幅広く検討し、都の防災対策にも生かしてまいりたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、東京都の障害者施策を進める上での基本的な計画でございます、今、参考資料としても配付してございますが、東京都障害者計画、そして第2期の東京都障害福祉計画は、ご承知のとおり、今年度で計画の最終年度を迎えることになります。今後、この計画の達成に向けまして、全力投球をしていくことはもちろんでございますが、今年度はそれとあわせて新たな障害者計画、そして第3期の障害福祉計画の策定を進めていく必要がございます。このためには、本協議会の委員の皆様から、さまざまな観点からご意見をちょうだいいたしまして、それを施策に十分反映していく必要がございます。この点も含めまして、今後ともどうぞ皆様には障害者施策の推進に一層のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

まず、会長の選任でございます。資料1-1をごらんください。東京都障害者施策推 進協議会条例の第5条第1項で「協議会に会長を置き、会長は委員が互選する」と規定 してございます。これに基づきまして、会長を互選していただきたいと存じます。ご推 薦等いかがでしょうか。

北澤委員、お願いいたします。

- ○北澤委員 私は、髙橋紘士委員に会長をお引き受け願いたいと思っております。髙橋委員は、第5期協議会でも会長として協議会をまとめられました。また、東京都社会福祉審議会の副委員長も務められ、障害者施策、福祉施策への造詣が深い方だと思います。 ぜひこの協議会についてもうまく取りまとめていただけると思いますので、会長をお引き受け願いたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○芦田部長 ただいま北澤委員から髙橋紘士委員を会長にとのご発言ございましたが、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○芦田部長 ありがとうございました。それでは、髙橋(紘)委員に本協議会の会長をお願いいたしたいと存じます。髙橋(紘)委員、どうぞ会長席にお移りください。

それでは、ここで髙橋(紘)会長にごあいさつをいただきたいと思います。よろしく お願いいたします。

○髙橋(紘)会長 髙橋紘士でございます。何人かというか、相当多くの委員の皆様は、前回第5期のこの推進会議で仕事をご一緒にさせていただきました。早いものでもう3年たちました。この間、障害者施策をめぐるいろんな環境状況が大きく変わっておりますし、国の施策はどういうふうになるのか、まだ想像がつきませんけれども、いろんな方向性は出てきたようでございますが、これをにらみながら、先ほど局長もおっしゃいましたけれども。

それから、もう一つはやはり何といっても震災のことが非常に頭にあるわけでございます。震災というのは、やはりさまざまなハンディキャップを持った方々は非常に不利な状況に置かれるということが集中的にあらわれる。そうすると、余りこういうことは申し上げたくはないけれども、私は震災が起こってからいつも、理科年表の日本の震災の地震の年表を眺めて改めて感じていることは、どうやら日本は高度経済成長はたまたま平穏期、言ってみれば、1948年だったかと思いますが、福井で大地震があって、そして1995年の阪神淡路大震災までは100人以上の被害者を出す地震はなかったのですが、どうも2011年の東日本大震災、そしてどうもそれから何が起こるかまだわかりませんけれども、そういうことになると、ますます防災対策と、いわばさまざまなハンディキャップを持ちながら地域で生活し、施設で生活をしておられる方をどう守っていくかというのは、大変大事な課題でございますし、私もそれなりに東北、震災の

状況を伺っておりますと、どうも施設と地域での支援のあり方ということを改めて考えなければいけないことがあり、これは、この地域の中でどうしたらいいか、大都市東京での支援をどうしたらいいかということ。

そして、それはまさにそのまま平常時の医療福祉をまたがる障害者の施策、そういうものにもかかわりますし、それはもとより、東京都民の皆さんの支持を得ながら障害者のための障害者自身のさまざまな可能性と自己決定という、そういう考え方が出されておりますし、適切な配慮という言葉も差別禁止の中で、権利条約の中で議論されていますが、その適切性というものをどういう形で考えたらいいのか。

それから、障害者施策はもうご承知のとおり、福祉だけではございません。医療だけではございません。住まいや公共交通網や、それから雇用や教育ということ、さまざまな多面的な施策が必要でございますし、それを支える東京都民の参画も必要でございますので、そういうことを含めてこの計画、はっきり申し上げれば、財政状況が大変厳しい状況の中でどうしたらいいかという議論でございます民の参画も必要でございますので、そういうことを含めて、この計画、一方ではっきり。そういう意味では、タックスペイヤーとしての都民もこの問題に対する当事者でございます。

やはり都民の支持、東京都にお金があるわけではなくて、それを払うのは都民であり、 東京都で仕事をしている事業者でございますが、その方たちの支持を得られるような計 画、そしてさまざまな不利というものを克服できるような方向性、大変難しい方程式を 解かなければいけない、そういう難しさがますます、厳しい環境条件を覚悟しながらや るというのが、どうもこれが現実的な私の見方でございます。

そういう意味では、現実主義と理念をどう折り合わせるかというのも、これから大変な作業になっていくのではないかというふうに思っております。それを個々の支援の必要な人にきちんとサポートを集中するあり方とは何だろうかということを多分、これは3年はかけられないので、今年度、3年を目途にした計画の中に入れ込むという、そういう作業をこれから委員の皆様、すべての皆様のご協力をいただきながらやらなければいけないというふうに思っております。

そんなことで、皆様のご支援とご協力とご鞭撻というのはむちでうつと書きますから、 さまざまな現場のお立場に立ったご意見を忌憚なく開陳していただきながら、この計画 をまとめていくという、そういう作業を共同作業としてやりたいというふうに思ってお りますので、ひとつ皆様のご協力を切にお願いする次第でございます。

やや長目のあいさつになってしまいましたが、ひとつこれをもって就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 芦田部長 髙橋会長、ありがとうございました。

続きまして、本協議会の条例第5条第3項に基づきまして、髙橋会長から副会長をご 指名いただきたいと存じます。

○髙橋(紘)会長 それでは、私から副会長を指名させていただきます。それでは、東京

都福祉のまちづくり推進協議会の会長も務められ、先ほど申し上げましたが、障害者施策というのは環境、住まい、地域、都市空間というか、そういうことも含めた総合施策でなければなりませんが、バリアフリー、ユニバーサルデザインといった領域でご活躍をされております、髙橋儀平委員に副会長に就任をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

- ○髙橋(紘)会長 それでは、髙橋、髙橋という、そういう組み合わせになるのも何かの ご縁でございますが、どうぞこちらへお越しいただきまして一言ごあいさつをお願いい たす次第でございます。
- ○髙橋(儀)副会長 皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました東洋大学の髙橋と申します。今会長のほうからお話がありましたけれども、この会が髙橋、髙橋で団子にならないように進めていきたいというふうに思いますので、ひとつどうぞよろしくお願いしたいと思います。

私は、この会につきましては、初めての参加ということになりますので、大変未熟でございますけれども、皆様方の足を引っ張らないようにしたいと思っておりますけれども、事務局には少し厳しい意見も言いたいなと思いながら、この席に座らせていただきたいと思います。どうぞひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。ここは、議会ではございませんので、というと語弊がございますが、それぞれのお立場を超えて、自由になるべく意見が言えるような雰囲気で議事進行をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

ごめんなさい。これ、芦田さんが発言しないといけないところでした。

- 芦田委員 髙橋紘士会長、髙橋副会長、ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行は髙橋会長にお願いをいたします。
- ○髙橋(紘)会長 それでは、よろしくお願いいたします。議事を進めさせていただければと思っております。

本協議会の任務は、障害者計画、これは障害者基本法でございますね。障害福祉計画、これは障害者自立支援法でございますが、に関すること並びに障害者に関する施策の推進について必要な事項を調査審議するという、そういうことが条例2条にも規定されているとおりでございます。

具体的に、お手元に資料3が行っているかと思いますが、この中に審議事項の案がございますので、これに沿ってこの内容と趣旨の説明を事務局のほうからお願いをいたします。

○山口課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。第6期の東京都障害者 施策推進協議会の審議事項につきまして、案でございます。

東京都といたしましては、第4期、これまで東京都の障害者施策推進協議会の提言を

踏まえまして、平成19年5月に障害者基本法に基づきます東京都障害福祉計画と障害者自立支援法に基づきます、東京都障害福祉計画を一体的にこれまで策定してきております。また、第5期の東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえまして、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行いまして、平成21年3月に第2期東京都障害福祉計画として平成21年度から23年度までの計画を策定いたしました。

東京都の障害者計画は、基本的な理念といたしまして、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者が当たり前に働ける社会、すべての都民がともに暮らす地域社会の実現を基本理念といたしまして、平成23年度までに達成すべき施策目標、また事業目標、それから東京都が取り組むべき施策展開を明らかにしております。また、第2期東京都の障害福祉計画は、平成23年度までの各年度におきます障害福祉サービスの必要見込み量や地域生活からの移行などの数値目標を掲げております。

新たな、平成24年度からの東京都障害者計画及び第3期東京都障害福祉計画の策定に当たりましては、これまでの計画の達成状況と課題を点検し、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービスの基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含みます障害者施策の総合的な展開について検討する必要があると考えております。

本協議会におきましては、平成22年12月に成立いたしました改正の障害者自立支援法や児童福祉法の改正など、国の施策の動向も視野に入れつつ、24年度からの新たな東京都障害者計画及び第3期の東京都障害福祉計画の基本的な方向を明らかにするため、記書き以降の「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について」調査審議をしていただくというもので、案でございます。

以上でございます。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。これは、審議会はいわゆる諮問という形になろうかと思いますが、これは協議会でございますので、審議事項についてという、そういう文書で、ここの協議会の使命を東京都から投げかけられたということでございますが、これについて何かご意見、ご質問等があればご発言を願います。

ちょっと広いものですから、挙手等でわかるようにご発言いただけたら、よろしくお 願いをいたします。

それでは、どうぞ、中西委員。

- ○中西委員 東京都の施策推進会議の結論として出した報告書の中では、「どんな重度の障害を持っても地域で暮らしていける社会を」というふうな表題になっていたと思いますけど、ここでは「地域で安心して暮らせる」というふうな表現になっていますけれども、これは何か意味があって変えられたのでしょうか。
- 〇山口課長 基本的には、地域で障害者の方が安心して暮らせる社会の実現を目指すという考え方で、重度の方でも程度区分にかかわらず、基本的に自立した生活を地域で送れるという考え方でございますので、特段、変更していることではございません。
- ○中西委員 わかりました。ありがとうございます。

○髙橋(紘)会長 よろしゅうございましょうか。むしろこれから審議をしていただくわけでございまして、後ほど各委員に時間がどのくらいあるかわかりませんが、ご発言をいただく機会をつくりたいと思いますので。

事務局からご説明がございました事項について、本協議会として審議を進め、意見を取りまとめるという、そういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

- ○髙橋(紘)会長 それでは、具体的に、今お話をした課題、我々の使命を達成するため に専門部会をつくろうということで事務局がお考えでございます。これにつきまして、 事務局より説明をお願いいたします。
- ○山口課長 それでは、資料1-2をごらんいただきたいと思います。今回の協議会の審議事項でございますが、それぞれの各委員の専門の立場から具体的な検討課題について議論を深めていただく場といたしまして、専門部会の設置を提案したいと考えております。この資料1-2に記載のとおり、障害者施策推進協議会条例施行規則第1条第1項に、本協議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができるとございます。この規定に基づきまして、専門部会の設置を提案したいと思います。なお、専門部会の委員及び部会長につきましては、規則第1条第2項に基づきまして、会長が指名することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。事務局からの説明のとおり、私から専門部会の委員を指名させていただきます。お手元の資料2-3、いろんな資料がございましたですが、名簿のリストがございますね。東京都障害者施策推進協議会専門部会委員名簿(案)と書いてございます。18名の専門部会の委員がこの名簿に記載をされてございます。これ、全部読み上げるとちょっと時間のこともございますので省略、やっぱりざっと読みましょう。

岩城節子委員、大塚晃委員、小川浩委員、小澤温委員、北澤清司委員、小金澤正治委員、笹川吉彦委員、笹生依志夫委員、中西正司委員、橋本豊委員、船木勝雄委員、古田純子委員、松矢勝宏委員、水野雅文委員、峰裕美委員、宮本一郎委員、宮本めぐみ委員、山下望委員の18名の方でございます。ひとつよろしくお願いをいたします。

この部会の取りまとめを行う部会長には、松矢委員にお願いしたいと思います。ひと つよろしくお願いをいたします。

それでは、本協議会の日程、時間との、24年度から新しい計画ということでございますので、本年度中の作業でございますが、これにつきまして審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

〇山口委員 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。本日、第1回の総会開催後、7月25日月曜日、第1回の専門部会を6時からこの第1本庁舎42階の特別会

議室におきまして開催させていただきまして、テーマといたしましては、地域における サービス提供体制の整備についてご議論をいただきたいと考えております。

続きまして、8月29日、こちらも月曜日でございますが、第2回の専門部会、テーマといたしまして地域生活以降の取り組み状況について。以下、第3回以降、9月、10月、11月には第5回の専門部会で教育や住まいや、先ほど申し上げた他の個別分野について障害者基本法の関係のご議論でございますが、第5回の専門部会を11月に予定してございます。また12月に第6回専門部会、その後も必要に応じまして専門部会を開催させていただきたいと考えておりまして、第2回の総会におきましてご議論の意見を取りまとめていただきたいと考えております。

年が明けまして3月には第3回の総会を開催予定と考えておりまして、東京都障害者計画第3期、東京都障害福祉計画の案についてご議論をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○髙橋(紘)会長今の開催日程について、何かご意見、ご質問ございましょうか。
- ○中西委員 専門部会、回数は限られると思うんですけれども、できれば分野別委員会とか、もうちょっと詰めた議論のできるような下部組織的な委員会を設けていただければと思うんですけど、市町村の障害福祉計画では、かなり障害分野別とか、地域サービス別に詰めた議論を重ねてきた上で、こういう専門部会を開かれるという形式を持っていますけど、今後の課題かもしれませんけれども、ご検討いただければと思います。
- ○髙橋(紘)会長 これにつきましては、専門部会の審議事項になるかと思っております ので、専門部会でお決めいただくということでよろしゅうございましょうか。どういう 形でするかは、むしろ具体的な、作業的なこともあろうかと思いますので、そちらのほ うで松矢部会長、ご判断をいただいてという、そういう取り計らいでいかがでございま しょうか。
- ○松矢委員 はい。
- ○髙橋(紘)会長 ほかに何かございますか。

よろしければ、専門部会でこれから具体的な議論を進めていただくということになりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

続きまして、いろいろな資料がございまして、もう一度おさらいをしなければいけません。それから新しく委員をお願いをした委員の方々もたくさんおられますので、第2期で行っている東京都障害者計画、第2期東京障害福祉計画の実施状況及び第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方、これを骨子案として事務局でおまとめになった資料でございまして、これは一つの共通認識ということの素材になろうかと思いますので、一通り説明をお願いをいたします。

委員の皆様からご意見、ご質問をいただくのは、事務局の説明の後にお願いしたいということもございますし、その時間を先ほど8時45分には終わらなければいけないと

いうことでございますが、そういう時間をとれればありがたいと思っておりますので、 端的な形でご説明をお願いできればというふうに思います。

それではよろしくお願いします。

○山口課長 それでは、資料5-1をごらんいただきたいと思います。障害福祉計画に係る平成22年度までの実績、22年度につきましては速報値でございます。

訪問系のサービスにつきましては、上段の居宅介護重度訪問介護以下のところでございますが、一人当たりの時間数はおおむね見込みを達成してございます。利用人数が見込みを若干下回っている結果、時間数については72万7,000時間の見込みに対しましては、実績は69万4,000時間となってございます。日中活動系サービスでございますが、合計欄では見込みを上回ってございます。サービスの種別によっては若干見込みを上回っているケースと、そうでないケースという状況でございます。より詳細な分析につきましては、7月25日開催の第1回専門部会の場で改めて同じ内容についてご説明をし、ご議論いただきたいと考えております。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして資料 5-2 をごらんいただきたいと思います。グループホーム・ケアホーム、日中活動の場の整備、在宅サービスの充実についてでございます。特にグループホームなどの地域居住の場につきましては、平成 2 2 年度末で都内に 4 , 9 1 6 人分の定員数を確保してございます。引き続き日中活動の場や短期入所とあわせまして整備促進に努めてまいりたいと考えております。この内容につきましても、第 1 回専門部会のテーマといたしまして、改めてご説明の上、ご議論いただきたいと考えております。

続きまして、資料 5-3、1 枚おめくりいただきたいと思います。第 2 期障害福祉計画の数値目標に対する達成状況でございます。一番上段の右の欄、平成 2 3 年度末の目標値でございます。地域生活の移行者数は 8 7 4 人に対しまして、 2 2 年度末実績が 8 5 1 人となってございます。地域生活の基盤の整備とあわせまして、さらなる地域移行、また 3 で掲げる一般就労の移行の促進に努めてまいりたいと考えております。地域移行につきましては、第 2 回の専門部会、就労の促進につきましては、第 3 回の専門部会の内容でテーマとして意見をいただきたいと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして資料5-4をごらんいただきたいと思います。障害者計画におきましては、五つの施策目標を掲げております。Iといたしまして、地域における自立生活を支える仕組みづくり、IIとして、社会で生きる力を高める支援、IIといたしまして、当たり前に働ける社会の実現、IVとしてバリアフリー社会の実現、Vとしてサービスを担う人材の養成・確保でございます。

この施策目標に基づきまして、次のページ、1ページからそれぞれ40ページまでございます。この施策目標に関する取り組みについては、1ページから40ページまで、すべて204の事業、こちらを障害者計画の対象としてございます。内容については、お目通しをいただければと考えております。平成22年度末までの状況を一覧にしてご

ざいますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、この障害福祉計画に直接関係のある施策について、専門部会でご議論いただき たいというふうに考えておりまして、障害福祉サービス以外のいわゆる障害者基本法に 基づく障害者計画としての分野につきましては、11月以降開催予定の専門部会でご議 論をいただきたいというふうに考えております。

次に、参考資料6をごらんいただきたいと思います。一番最後の参考資料、一番下のほうになります。参考資料6、第3期の障害福祉計画の考え方というA4横の資料でございます。一番最後の資料でございます。

一番後ろのほうにあるかと思います。こちらの第3期障害福祉計画の考え方、こちらは、国の資料でございまして、国が考えております基本的な理念でございますが、現在まで基本指針の基本的な理念、基本的な考え方、また、東京都障害福祉計画や区市町村の障害福祉計画に定める事項につきましては、基本的には国として考え方は変更しないが、必要な時点修正を行っていくという考え方でございます。計画期間は3年間、ただし、障害者の総合福祉法、仮称でございますが、平成25年8月までの実施を目指しておりまして、この計画期間中に計画を見直すということが可能性として掲げられております。

続きまして、2の数値目標の設定方法でございます。地域生活移行者数、地域の移行者数につきましては、表の中にございますように、平成17年10月1日時点、26年度末の目標といたしまして3割以上、また入所者数の削減については1割以上ということを国として掲げているということでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、右下に書いてある番号で3というふうに書いてございます第3期計画の作成スケジュール(予定)をごらんいただきたいと思います。2枚めくっていただきますと、第3期計画作成スケジュール(予定)がございます。都道府県の欄をごらんいただきますと、平成23年7月、市町村に対しまして都道府県の基本的な考え方を提示するということでございます。これに従いまして、本総会また25日開催の専門部会でご議論いただきました上、都といたしまして区市町村に対して基本的な考え方を提示していきたいというふうに考えてございます。

10月には区市町村のほうから数値目標、サービスの見込量の中間集計をいただきまして、10月に都として都内の全体のサービス見込量を中間集計、また、国へも報告してまいります。12月、1月になりますと、国から改めて中間報告の集計公表が出た後、都といたしまして数値目標、サービス見込量の再検討、区市町村との再調整を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料6をごらんいただきたいと思います。その前の資料になります。参 考資料の前の資料で、資料6をごらんいただきたいと思います。資料6、第3期の障害 福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方(骨子案)でございます。この骨子案 でございますが、これはあくまでも議論のたたき台でございまして、これから検討して いくというものでございます。本日は、この場でお諮りをして決定するというものではございません。あくまでも10月の中間報告に向けまして、本協議会の開催と並行して区市町村とも調整を進めてまいります。そのため、まず、この本協議会でお示しをいたしまして、委員の皆様からご意見をいただきながら、7月中には案を区市町村のほうにお示ししていきたいと考えております。また、区市町村から上げられたご意見につきましては、改めまして本協議会の場にもフィードバックをしていきたいと考えてございます。

続きまして、資料が飛んで恐縮でございますが、参考資料 5 をごらんいただきたいと思います。 3 月 1 1 日に発生いたしました、東日本大震災におけます福祉保健局の主な対応、 6 月 3 0 日現在でございます。福祉保健局といたしまして、 3 月 1 2 日から、被災地からの要請に応じまして東京都の備蓄購入物資、また都民や企業、団体などから受けた義援物質を被害地に救援物資として搬送をしてございます。その内容が 1 でございます。

2といたしまして、被災地からの要請に応じまして3月11日の発生当時から東京DMATを初め、医療救護班、精神科の心のケアチーム、保健師チーム、薬剤師班、介護職員などの専門職員を被災地へ派遣してございます。障害者施策推進部の事業といたしましては、こころのケアチーム、この表の中にございます25班、193名、岩手県のほうに職員を派遣してございます。それから、福祉職員としまして、障害者の支援といたしまして、福島県の障害者施設の方々が千葉県立鴨川青年の家に避難しておられますので、そちらのほうに職員の派遣、11陣、103名を派遣しているという状況でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。いろいろご質問等もあろうかと思いますが、きょうは第5期の第1回でございます。したがいまして、今ご説明をいただきました資料等については専門部会で深堀りをするということになろうかと思いますが、全体、この作業について、委員の皆様いろいろご意見もおありかというふうに思っておりますので、ちょっと時間が限られているので、それから、初めてお越しいただく方、継続の方も多々、いろんな方がいらっしゃいます。全員お一人ずつご発言をいただければというふうに思っておりまして、おおむね人数で割りますと、大体1分ぐらいというふうに、3分ニュースの1分分というのは大変短い時間ではございますが、ひとつご発言をお願いをしたいというふうに思います。

この協議会に望むことや、障害者施策等についてご意見、これは1分で済むような内容ではないと思いますが、ひとつ端的に少し課題をお出しいただくと、これが後に議事録等になり、専門部会でも参考にしていただけるということになろうかと思いますので、質疑というわけにはいきませんが、それぞれの委員の皆様の課題提起をいただくという、そういうことでご発言をお願いをしたいというふうに思っております。

先ほど使いました専門委員の名簿と、それから、ごめんなさい。ちょっと資料が余りにも多いのでどこかに行っちゃったという感じなんですが、委員の名簿がさっきあったはずだなと思いながら見ておりますが、その名簿の順番でご発言をいただけたら大変ありがたく思っております。あいうえお順ということでございますと、石川委員はきょうはご欠席でございますが、保健福祉部長、嶋崎部長さんが出てきていただいておりますので、代理も含めまして、この順序で端的なご発言をひとつよろしくお願いをいたします。

○島崎委員代理(石川委員) 千代田区の保健福祉部長の島崎と申します。石川区長欠席 で、きょう代理で参加させていただいています。端的に幾つかちょっと現場の意見なり 考えをお話しさせていただきます。

まず1点は、やはり就労支援という問題が非常に大きくて、私どもの千代田区でも平成19年5月に庁舎を新しく移転したときに、区役所の本庁舎の3階に就労支援施設を移して、そこで区役所の事務と一体的な形で共生という考え方のもとに就労支援施設を運営させていただいています。なかなか、指定管理者にお願いしての運営ですけれども、その就労支援施設自体の運営は順調ですけれども、やはり就労につなげるということが非常に難しい中で、私どもも企業に支援金を出したりして努力しているところですけれども、さまざまなネットワークを通じた就労支援の東京都さんのご支援等をいただければというふうに思います。

それから、2点目はやはり住まいの問題が非常に大きくて、昨年の春に障害者福祉センターを私どもの区は新しくオープンしまして、そこに知的障害者のグループホームをつくりましたけれども、現在、予想に反して利用者がいないという状況です。単につくればいいということではなくて、やはりかなり長期にわたるスパンを踏まえた上でのグループホームでないと、なかなかニーズに応じ切れないなということを痛感しておりまして、短期的な、一時的な通過施設という形ではなくて、将来を見据えた住まいの確保みたいなのが必要かなというふうに思っています。

それから3点目は、私、教育委員会にもおりまして、そのときに発達障害の保護者の 方からの相談をたくさんいただきました。この計画にも入っておりますけれども、単に 今教育ということではなくて、保健とか教育それから就労まで含めた形でのトータルに わたる発達障害への支援等についてもご理解、ご支援をいただければと思います。

以上です。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。それでは、伊藤委員、よろしくお願いいたします。
- ○伊藤委員 通称、都精民協という精神障害者の団体の伊藤と申します。よろしくお願い いたします。

22年度までの都の施策の進捗状況の表を見させていただいて、5ページにある、特に精神障害者に関係するところの23番、24番をちょっと拝見いたしまして、今回も

今年度中の見直しということで精神障害者の退院促進事業が上げられていまして、8月の部会で審議されるということで聞いております。これについても東京都は積極的にやられておりまして、これについても順次やっていて、大分成果が上がってきたというところがありまして、次期の計画にも盛り込んでいただきまして、これの継続をぜひともしていきたいということで、中身について8月の部会で議論をいただきたいと思います。もう1点は、24番の都の包括補助事業でやっています障害者地域生活安定化支援事業というものですが、東京都も今アウトリーチ事業ということで、東京都地方精神保健福祉をンター等で事業をやっておりますが、これについても地域の福祉施設等が精神障害者の未治療や困難な方についての定期的な訪問等ができればということで、東京都が独自で包括事業として上げています生活安定化事業についても、実施区市町村がまだ少ないということで、これについても東京都からの積極的な働きかけ区市町村にしていただき、都としてもこの事業が進むよう議論していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、小川委員、よろしくお願いいたします。
- 〇小川(典)委員 弁護士の小川といいます。私、第二東京弁護士会の「ゆとり一な」といいまして、高齢者・障害者の主に成年後見の問題などを通じて活動してまいりましたが、この4月から「ゆとり一な」は、高齢者・障害者総合支援センターと財産管理、成年後見にとどまらず、広く総合支援という考え方から支援していきたいというふうに活動を広げていこうとしています。

そういった中で、幾ら弁護士が集まって何とかできないかと会議をしても、なかなか一般の方にとっては、まだまだ弁護士というのは敷居が高いということで、余りうまくいっていないという状況が今までございました。それで、2年ほど前から日弁連の施策もありまして、法律部門と福祉部門との連携という発想のもとに、いろんな東京都内の各区の社会福祉協議会の方たちと連携をして、障害者の方、いろんな地域の方々のニーズを酌んで消費者問題とか虐待の問題とか、そういうことについて皆さんの相談に乗ったり、もっと各地の自治体などで、あるいは弁護士会などで法律相談はありますけれども、それでも敷居が高いということでなかなか皆さんに相談に来ていただけない。

そういう中で、特に判断力の低下した高齢者の方とか障害者の方が消費者被害とか、 そういったことに被害を受けるということがまだまだ後を絶たないという状況の中で、 もっとより身近な場所に弁護士などのリーガルサービスを受けられる、法律相談に乗っ てもらえるというような体制づくりをつくれないかというようなことの取り組みをして まいりました。

きょうの障害者計画ということに絡めて申し上げますと、地域における自立生活を支える仕組みづくりというようなものの中の相談支援体制の整備というのが、この取り組みの表にありますけれども、これを拝見してみますと、どちらかというと、福祉サービ

スの利用に関する相談を充実していくということが、非常に充実した政策を今までつくってこられたのだと思いますけれども、我々としては、この中により身近なところで無料法律相談ですとか、本当にまちの包括支援センターとか、より身近なところで法律相談を受けられるような、そういう地域社会をつくっていくことが、障害者の皆さんの自立生活を支える仕組みづくりの中に一つ入れていただければと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、引き続き小川委員、よろしくお願いいたします。
- ○小川(浩)委員 大妻女子大学の小川でございます。よろしくお願いいたします。 就労支援と、それから発達障害が専門ですので、その辺に焦点を当てて述べさせてい ただきます。

就労支援については、就労移行支援事業所の利用者数、それから、就労への移行者数、 それなりに数が伸びているような気がいたしますけれども、ただ、就労移行支援事業に ついては、やはり実績が上がっていない就労移行支援事業が大変多いというのが全国的 な傾向と言われていますので、東京都の場合には、就労移行支援事業の実績、中身がど うなのか、その辺について考えていく必要があるのではないかなと思います。

それから、企業に対するサポート、東京都はやはり大企業が多うございますので、企業に対するサポート、そして、就労移行支援事業がつなげていった後に、東京の場合には市区町村就労支援事業、それから、障害者就業・生活支援センター、ここがどういうふうに連携をしてフォローアップをしていくのか、その辺が課題ではないかなというふうに思っております。

それから、発達障害については随分問題のすそ野が広くなっておりますので、相談支援体制を身近なところにもっとつくる必要があるのではないか。それから、雇用就労の問題と、それから、なかなか障害のある方を対象にした、これまでの福祉的就労の場面にはなじまない方たちですので、発達障害の方たちが働きやすい福祉的就労という言葉が適切かどうかわかりませんが、働く場所、さらには働くことがなじまない方たちの居場所づくり、その辺が課題になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、小澤委員、よろしくお願いします。
- ○小澤委員 筑波大学の小澤と申します。多分、専門部会のほうで細かい議論に加わらせていただけたらと思っております。

私のほうとしましては、2点ほどです。一番大きな課題は、やっぱり国の総合福祉部会の議論にずっとかかわらせていただいておりますので、それでかなり考えられてきたことが、こちらの東京都にどのくらいうまく反映でき得るかということがまず1点目の大きな課題かなと。

特に相談体制ということで、ちょっといろいろ審議させていただき、かなり新たな提案という形で意見書としてはまとめさせていただいたんですが、実態として本当にそれがちゃんと自治体レベルでうまく運用でき得るかと、こういったことが、多分、問われてくるかなと思っております。

それから、2点目は、今度は国ではなくて、私、東京都は今回初めてかかわる形になったんですが、都内の自治体でずっと障害福祉計画、あるいは障害者計画にかかわらせていただいていて、今度は、市町村と東京都ですね。今まで余り市町村中心に計画をずっと検討してきましたが、課題によっては広域的なものが相当要求されてくるという、このあたりが今度こちらの計画の中でどのくらい検討する必要があるのかというのが問われてくるかなというふうに思っております。

さまざまな状況が流動的な中で議論をしておりますし、障害の方々の実態調査の問題も国のほうで大きな課題になっておりますので、そういったあたりで、さまざまな実態が、この審議の途上である程度また明らかになってきたときに、こちらの計画はどういう形で反映させていくかということも、また流動的な中でありますので大変だと思いますけれども、ぜひ深めていきたいなというふうに思っております。

どうもよろしくお願いしたいと思います。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、北澤委員、よろしくお願いいたします。
- ○北澤委員 第5期のときとは立場を変えての今回参加になります。第5期のときには、 体調を崩しまして、なかなか参加できませんで書面参加だけというようなときもあった かと思います。大変申しわけございませんでした。

知的障害が一番中心になるんですが、施設入所支援から地域生活への進展というのが どれくらい他の県に比較してあるのかというのが、私自身の一番のテーマでございます。 そういう意味で言えば、前期と少し異なってきていますのは、23区内に地域生活支援 を中心にした、入所支援というものが始まってきている。これらをどういうふうに活用 していけるのかということが、大きな課題ではないかというふうに私自身は思っており ます。

また、当然のことながら、就労の問題、それからケアホーム・グループホームの問題というものも、なかなか理想とは違って、数が伸びているわけではないような気がいたします。そういう意味でどういうふうにやっていったらいいのかというようなことが、やはり私なりの論議の中心になってくるのではないかというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。 それでは、倉田委員、よろしくお願いします。
- ○倉田委員 私は、重症心身障害児者の施設の園長をしておりまして、重症心身障害児者 というのは、皆さん余りご存じない方もいらっしゃるんですけれども、知的障害も最重

度だし、身体障害も最重度ということで、障害のレベルとしては本当に最重度な方たちなんですけれども、数的には非常にマイナーなので、なかなかこういう施策の中に例えば自立生活とか、それから当たり前に働けるとか、就労とかということとは全然別なところにいるような方たちなんですけれども。でも少し申し上げますと、昨年、国の障害者制度改革推進会議のときに、こういう入所施設は人権侵害であるという議論が非常になされまして、それに対して親たちは、施設から追い出されるんじゃないかみたいな、非常に不安を抱いたということがありました。それで、全国的に重症児者の生命と生活を守るためには、施設整備が非常に不可欠であるという趣旨の署名運動を行いまして、12万人ほどの署名が集まって政府のほうに差し出したという経過があったということです。

施策を実施していくに当たっては、こういう会議、そういう国の会議ですけれども、 非常に偉い先生方が多いんだけれども、机上の計画に終始していたのではないかなとい うふうに思いまして、非常に現実無視の、とんでもないことになりかねないなと思いま して、この場でもそういうことはちょっと注意していかなくちゃいけないかなというふ うに思っております。そんなことで、よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、坂口委員、よろしくお願いいたします。
- ○坂口委員 市長会の一応代表ということで、今回、参加をさせていただいたわけでございます。私自身も知的障害児の父親の一人でございます。そんなことで約30年間かかわってきたわけでございますが。市長会としては、やはり障害者自立支援法にかわりまして、障害者総合福祉法、仮称でございますが、先ほどご説明がありましたとおり、25年8月までに施行実施するということであるわけでございますが、それまでの間における地域生活を支援するための法整備も一定程度なされたわけでございますが、その間どうしていくのかということが大変大きな課題であるということとともに、自立支援法、障害者総合福祉法の中で、国と、先ほども筑波大学の先生が出されましたけれども、基礎自治体のかかわりですね。または中間にございます東京都の役割といいますか、それがどのようになってくるのかということに大変危惧の念を抱いております。

全国市長会では、その辺も含めまして、協議の場をぜひ持ってほしいということを国に言っておりますので、そこを大切にしていただきたいわけでございますが。先ほども育成会の方が出されましたように、地元にありますのは、一言で言いますと、親なき後も安心してそのお子さんたち、または関係者を社会にゆだねていきたいと、そのためのリソースといいますか、資源には限りがありますね。したがって、重度の問題、中度、軽度の方に対してどのような支援をしていく必要があるのか、それも基礎自治体がやるということになりますと、それなりの人・物・お金、それからノウハウが必要になりますね。その辺に対しまして、まだ準備が十分できているとは言えません。

例えば、ケアホーム一つつくる場合にも土地の問題をどうするかというような大きな

課題があるわけでございまして、東京都のほうでもこの5月に例えば都有地ですとか市有地ですとか、URの土地などもあるわけでございますが、そのようなところのあっせんも積極的にするということでございますけれども、まだその辺も話も十分伝わっていないところがございまして、ハードの面、ソフトの面を含めまして、今後できるだけ基礎自治体または市長会等の関係部会もございますので、要望も上げさせていただきますけれども、それらの意見を聞いた上で新しい時代に向けての準備をしていただければと、そのように考えております。

以上です。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、笹川委員、よろしくお願いをいたします。
- ○笹川委員 東京都盲人福祉協会の笹川でございます。これから専門部会を中心に十分な審議がなされることになりますけれども、それはそれとして、実は、視覚障害者の場合、今、大変大きな問題を抱えております。と申しますのは、本年10月から同行援護という制度がスタートいたします。もうあと2カ月ほどしかないわけですけれども、いまだに厚生労働省のほうからの省令が出ませんで、具体的にどういう形になるかということがいまだに判明しません。しかし、もう10月1日からスタートですから、東京都としては、この制度につきまして周知徹底する、そのための対策を講じていただく必要があるというふうに思います。

この具体的な内容ですけれども、視覚障害者の場合は、移動と、それから代筆・代読、この問題が大変大きな問題であります。残念ながら、今の障害者自立支援法の中では、それが保証されておりませんでしたし、また、事業としては、地域生活支援事業という位置づけになっていたんですけれども、今回の法改正によりまして、同行援護は自立支援給付の対象になる。また、問題の代筆・代読については、その業務としてはっきり規定をするということで、これが今まで大変大きな問題になっておりました、各自治体間の格差、これを是正する上でも相当有効に働くのではないかというふうに考えております。ぜひこの辺はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど会長からお話がありました、今回の東日本大震災、東京でもいつ大震災があるかわからないということは、ここ数年言われております。はっきり申しまして、今回のあの震災の状況、特に東北地方の実態を見ますと、阪神・淡路大震災の教訓がほとんど生かされていないという実にひどい状況に置かれております。したがって、これも早急にひとつ東京都として取り組む必要があるのではないか。特に、具体的に緊急時に障害者をどう確保していくか、補助していくか、安全を確保するか、この辺のことをぜひ、ひとつ、早急に決めていただきたい。このことをお願いしておきたいと思います。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、引き続き平川委員、よろしくお願いいたします。 ○平川委員 東京都医師会から出ております平川でございます。東京都医師会では、医療福祉を担当する理事を務めております。個人的には、私、精神科の医師でございまして、精神科の診療所や精神科の病院で医療に携わっております。今回は東京都医師会から出たということで、医療サービス全体のことが私のつかさどるところかなと思っております。

心身・精神障害を含めて、障害の方には必ず医療というものがついて回りますので、 この委員会の中でもそのあたりをぜひ見させていただいて、意見も言いますし、逆に皆 さん方から賜るようなご意見を医師会を通じて医師のほうに伝えていくというのも役目 かなというふうに思っております。

私は精神科ですけど、つい先日の社会保障制度審議会の医療部会におきまして、これまで医療計画の中には4疾患5事業という形で医療施策が行われてきたわけでございますけれども、今回、その4疾病が5疾病に変わって、その5疾病目に精神疾患が加わったということにつきましては、この方面に身を置く身としては非常にうれしく思っております。どうしてもこれまでほかの障害もそうでしょうけれども、精神障害につきましては、医療の上でも精神科特例というような言葉でくくられて、ある意味では差別があったと。そういう点では、今回の医療計画に5疾病目として精神疾患が入ったことによって少し日が当たることになったかなと思って、これからを期待しているところであります。

とはいえ、今、精神科で言えば、精神科の疾患があるために通常の医療が受けられない、一般の医療機関で断られるといったような差別もあって、まだまだ苦しいところでありますけれども、今回、このような立派な委員会に出させていただきまして、ここのお力をかりながら、そういうものも少しずつ改善できていく方向に持っていければと思っておりますし、また、これだけの優秀な先生方がお集まりでございますから、この中で東京方式といった東京独自の新しい取り組みができれば、これがまだ全国に波及していけばいい効果をもたらすのではないかと思っています。期待をするとともに、勉強させていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。 それでは、古田委員、よろしくお願いいたします。
- ○古田委員 公募から参りました古田と申します。主婦をしております。子育て、療育、 そして親の介護をしてこちらに参りました。この経験から意見やら提案やらを述べさせ ていただきたいと思っております。

今とても関心がありますのは、どの障害においても住居、収入それからヘルプしていただける介助員の方の確保というのがいつも課題になっていると思います。そういった点を改善できる計画ができればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。

それでは、松矢委員、専門部会の会長もお務めになりますので、抱負も含めてよろし

くお願いいたします。

○松矢委員 部会長の委嘱で、もうそれで頭がいっぱいになっているところでありますけれども。一つは国の障害施策がまだ移行期であるということ、会長がご指摘されたような点、また震災というようなことがあり、また東京都の今委員の方々のご指摘の個々具体的な課題がたくさんあるという中で、この専門委員会が調査・審議という、中西委員が指摘したような機能がどれだけできるかといったことが少し心配です。前回も時間が限られていて大変苦労した点だと思います。

やはりこの専門委員の方々も含めて、障害者団体、あるいは専門領域ということで、それぞれの委員の先生方が、それぞれの分野・領域を担っておられますから、やはりそういう関係でたくさんの既に利用できる資料をうんと活用させていただくと、そういう意味では、委員会に寄せていただくし、また、第3項の運営のところに東京都の障害者団体連絡協議会とか、障害者団体代表の意見要望を聴取することができるとありますので、そういう意味で広く、委員、専門委員の方々、またそういった運営のところで上げられているような機能を駆使して半年ぐらいしか時間がありませんが、何とか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。それでは、峰委員、よろしくお願いいたします。
- ○峰委員 峰と申します。よろしくお願いいたします。これまでは、障害児の外出のサポートですとか、あとは目黒区になるんですけれども、知的障害者の方々の余暇活動をサポートするようなことをやっております。あと社会福祉士の資格を取得いたしまして、まだ地域でそれを主にした活動はしていないんですけれども、地域で活動していければなというふうに思っております。

個人的に少し興味がありますことは、やはり就労支援ということで、就労した後のサポート体制というのがとても気になっていることと、あとは、後見という制度をもう少し身近に感じられるような形でサポートできるような世の中になればというか、先になればいいなというふうに感じています。まだまだ勉強させていただくことが多くて、今ご紹介の言葉一つ一つを聞いていても、本当にああ、そうなんだと、そうなんだと思うことが多いので、勉強させていただきながら、何か言えることがあればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。それでは、宮澤委員、よろしくお願いいたします。
- ○宮澤委員 幾つかの意見があるんですが、先ほど冒頭に髙橋会長からお話しされました 福祉避難所の件でちょっと一言。

今、東日本大震災の被災地を視察された方からの発表といいますか、フォーラムが結構今やっております。ついこの間もありましたけど、宮城、岩手それから福島、ここで 一番問題になっているのが、障害者が一次避難所で一般の方と生活できない。その一次 避難所でできない障害者はどこに行くかというと、二次避難所、イコール福祉避難所なんですが、福祉避難所に行くところがわからないと同時に、あれだけの大震災ですから、職員の方もいらっしゃらないので名簿もないということで大変な時ですけど、ただし、福祉避難所ができましたが、どうぞそちらに行ってくださいといって行ったところが、部屋や建物は変わりましたけど、場所だけ変わって建物は変わらない。福祉避難所というのは、一般の人と一緒に生活できないから、その障害者のための新たにつくると、そこはバリアフリーでなければならないし、ユニバーサルデザインの建物でなければならない。それになっていないんですね。福祉避難所に行ったら階段があるんです。この階段、どうするのですかと言ったら、スロープに変えますよという、そういう段階がまだ福祉避難所にあります。

東京都の防災計画では、防災計画の見直しをするということを聞いております。東京都の福祉避難所に対する指針というものを早速つくっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。
 - それでは、山田委員、よろしくお願いいたします。
- ○山田委員 東京精神科病院協会の山田ですけれども、その立場からお話し申し上げますと、ここに基本理念とあります、その3障害にかかわる制度の一元化と、これについては非常にいいことだと思うんですけれども、機会あるごとに申し上げてきたことは、障害特性を十分に考慮して制度をつくっていっていただきたいということを申し上げてきました。特に精神、私は精神の立場で申し上げているわけですけれども、それぞれの障害でそれぞれ思いはあるかと思いますけど、殊精神について申し上げれば、これは非常に明確なんですけれども、ときに障害者であり、ときに病人であるというような、わかりやすく言えばそういうことなんですね。その辺のところがなかなかこういう会議で出てこないことが非常にじくじたる思いといいますか、もどかしいといいますか、その辺がありますので、この辺が専門部会でどういうふうにあらわれるかというふうに、それも見ていきたいなというふうには思っています。実際に精神にかかわる人は3人、あとは実際に現場のほうの方もいらっしゃるというふうに思っていますけれども、ぜひその辺のところを勘案して、事を進めていただきたいということがあります。

それからもう一つ、これで終わりますけれども、退院促進については、非常に私たちが現場で苦慮しているところは、施設がないということなんですね。退院した後に高齢化した方々は帰る家がないというのが実情です。かつ、施設全般そうなんでしょうけれども、さまざまな施設で高齢化しているという現実があると思うんですけれども、その方々が受け入れ先がないということ、こういう実情を知らずして退院促進ということをお話しされても、現実には進みにくいということをもうちょっと実情を調べて推し進めていただければというふうにいつも思っているところですけれども。この会議を通じてそういう具体的に提案できるようなことがあれば、建設的な意見を申し上げたいと思っ

ておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。

それでは、専門委員のご発言に移らせていただきます。

岩城委員、よろしくお願いいたします。

〇岩城委員 岩城でございます。先ほど倉田委員がおっしゃった部分は省かせていただきます。私、現在、32歳の寝たきりの娘を在宅で育てております。重症心身障害ということがなかなか一緒に理解をされにくいところなんです。国の現在の方向性も大変定まらない。ここへ来まして、重症児施設は有期限であって、ずっと入所し続けることができない等の意見も出まして、私どもは大変悩んでいるところでございますが、この重症心身障害ということを、皆さんにまず一番ご理解いただくところから、もう一度また今期はやらなければいけないかな、そんな気もしておりますが、東京都におきましては、この点では大変私どもは深いご理解をいただいていると思っております。ですから、どうぞほかの委員の方もそのあたりをお酌みとりいただきたいと思います。

すべて人の手を借りなければ生きていかれない子どもたちなんです。これは成人もです。それと、また施設ということなんですが、施設というものがやはり私どもの子どもたちにとってはなくてはならない生きていく場所、命と生活を守る場所ということになっております。現在、東京都では4,000名の重症心身障害がいて600名が施設入所を望んでいる、待っていると。私どもも780名の会員の中の6割が在宅です。それは、今は在宅で頑張れる、しかし、やはり将来的には親なき後、それから今の在宅生活を維持するためには、やはり一時預ける施設がどうしても必要なんです。そのあたりを、強くまた皆さんに理解してくださいとお願いします。

それからもう一つ、非常時の緊急の災害に際しまして、私どもは本当に今回の3月11日の大震災を怖い思いで体験いたしました。これは皆さんも同じだと思います。そのときにやはり入所をさせている親たちは、施設で大変安心をいたしました。施設と施設職員の方々の行き届いた介護で子どもたちは本当に安心して過ごすことができました。深く感謝いたします。これからはやはり緊急で在宅のときにどう私どもが準備をしなければいけないか、これをまた皆さんとお諮りしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、大塚委員、よろしくお願いいたします。
- ○大塚委員 上智大学の大塚と申します。よろしくお願いします。

障害のある方々への支援というものは、福祉や医療や公用や教育など、分野別の取り組みのみならず、子どもの時代から一貫した支援、ライフステージを通した一貫した支援が非常に重要だと思っております。ライフステージというと、成人の課題というのも非常に大きなものですけれども、それに及ばず、次世代を担う子どものこと、子どもの支援についても考えていきたいと思っております、障害のある子どものことです。

改正自立支援法においても、子どもの相談支援というものは法的に位置づけられました。この観点から、まさに権利を侵害されやすい、あるいは、みずから権利を主張することに困難を持つ子どもたちのことについて、障害のある子どもたちについて考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、小金澤委員、よろしくお願いいたします。
- ○小金澤委員 東京都精神障害者団体連合会の小金澤です。先ほど伊藤委員のほうからもお話がありましたけれども、退院促進に始まって、数の問題、制度も、そういう制度自体が始まったということを評価しております。また、就労移行とか、いわゆる自立支援法絡みの改定によって現場がスムーズにいっていないという声も聞いておりますので、さらに自立支援法自体ももうなくなってしまうというちょうど端境期といいますか、変化のときですので、しっかりした議論でよりよい答申をまとめることができれば幸いかと思っております。

以上です。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、笹生委員、よろしくお願いいたします。
- ○笹生委員 笹生でございます。よろしくお願いします。私は、日々知的障害者の地域生活援助をやらさせていただいております。私としては、この協議会を通しまして、トータルな地域生活援助とは何か、何が必要なのかということを改めて考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。それでは、中西委員、よろしくお願いします。
- ○中西委員 DPI日本会議と全国自立支援センター協議会理事をやっています中西です。これまで自立支援センターでは、全国2,000名の障害者を施設から地域移行して暮らしてもらっています。そういう中で、我々自身が自立生活プログラムやピアカウンセリング、それから自立生活体験室というツールを使って地域移行を図ってきたわけですけれども、残念ながら、東京都においては23年度末までに入所者7%削減は困難になったというふうなデータを出されているのを見ても、やはり施設移行はうまくいっていない。やっぱりその基盤として、地域移行後の生活を支えるシステムができ上がっていないんだということだと思います。

やはり自立生活運動は、こうやって25年の歴史の中で培ってきた、当事者自身がサポートするというシステムをぜひ東京都のシステムの中に取り入れていただいて、精神・知的障害者は、やはり地域の中で、そういう自立体験をしていき、そして自立生活プログラムを当事者自身から受け、ピアカウンセリングを受け、精神的なサポートを当事者が受けてエンパワーメントして暮らしていくというシステムをぜひ活用して、この地域移行を果たしていってもらいたいなと思います。

我々、そのためには入所待機者本人の意向と、実際、どうして施設を選ばなければならなくなったのか、地域になぜそれだけのサービスがなかったのか、重身の皆さんもやはり本人は地域で暮らし続けたいと思っているけれども、地域サービスが十分でなかったから、それができなかったと、泣く泣く親元から離れ地域から施設へという道をたどられるのだと思います。

やはり、その実態を十分調査して、ニーズ分析をして今後の政策をつくるようにということを前回のこの計画の中でも申し上げたんですけれども、やっぱりプライバシーの問題とかで十分できなかったと。ただ、今回は、この計画策定の指針の中でニーズ調査をしてくださる、そして施設入所者本人の意向と実態も調査してくださるということで、なぜ施設を選ばざるを得なかったか、原因究明から始めて、どういうサービスを地域につくればいいのかということを実際に詰めていく土台ができ始めたのかと思って、私も今回の計画には非常に興味を持っていますし、ぜひここで新たな一歩を踏み出せればと思っております。よろしくお願いします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、引き続き橋本委員、よろしくお願いいたします。
- ○橋本委員 橋本です。私は、東京都育成会の本人部会の代表、また知的障害者の代表の つもりで、きょうここにまたお邪魔しております。まだまだ知的障害者はちょっとする と忘れられてしまう、そして、就労するにしても、またそこで住むにしても、やっぱり ついつい忘れられてしまうというのが、今のこの時代にあってもまだあるのかなという、 私たちの中でやっぱり、ようやく本人たちの、当事者たちの言葉も上がってきたんです けれども、ひょっとすると生意気だとか言われてしまう、そういう時代に。なぜ私たち が忘れられてしまうのかということなんか。この中でようやくここに来てやっと声を上 げたいんですが、なかなかそれを認めていただけないということもあるのかなと。

それから、3月11日の震災、皆さんおっしゃっているんですが、やはり携帯を持っていてもつながらない、電話がつながらないというのは、これは相当皆さん不安だったろうし、都内にいても、私もたまたま近くにグループホームがあったのでそこに帰れたんですが、やはり帰れない者たち。実は、私のところは、特別支援学校でございまして、やはり親がこなければ帰さないという、ちょっとこういう地震があった以上、だめということで、本当に皆さん親御さんを連れてきてやっと帰れたという事実なんです。だから、なにもこれは東北だけの問題ではない、東京でもし起きたら、こういうことが起きるんだということも、やっぱりまだまだ防災の部分では足らないんではないかなと。

なおまた福島、実は、一昨年ですけれども、育成会大会が福島の郡山で行われたんですね。その仲間たちも連絡がとれたんですが、やっぱりまだ相当落ち込んでいるという現実も連絡として入ってきているんですが、何をしてあげたらいいのか、何をやったらいいのかというのが全くわからない状況。今回も震災の、東京都のこのペーパーにも上がってきているんですが、やはり現場の声が上がってこないというのはおかしいのかな

と思っていますので、そういう声もできれば上げていただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、引き続き船木委員、よろしくお願いいたします。
- ○船木委員 組織の名前が長いので障都連と略称で言っていますので、障都連の船木と申 します。今回の協議会に当たりまして、二つほど意見を申し上げさせてもらいます。

一つは、やっぱり地域で暮らす障害者の施策の問題です。各種福祉サービスだとか、 地域生活支援事業、東京都では区市町村の包括支援事業などがあるわけですけど、本当 にこういった事業が地域で暮らす障害者にとって、生活実態に見合ったものになってい るのかどうか、あるいは、十分に機能しているのかどうか、あるいは、改善する内容が ないのか、そういう点をぜひ深めればと一つは思っております。

それからもう1点が、何人かの方がお話ししましたように、震災の対策問題です。私たち障都連も30団体近いいろんな障害を持った人たちの組織の連絡協議会なんですけど、今、私たちは震災時からそれ以降の日々の生活の中で困った点がないのかどうかということで、アンケート活動を今やっているところです。震災時はやっぱり交通がストップしまして、かなり影響が出まして困った点が数々出ています。その後、計画停電だとか節電でも、かなり生活に影響を与えています。そういったもの、もろもろ今アンケートの中で出してもらってまとまったら、こういう場でもぜひ紹介し、提案していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございます。それでは、水野委員、よろしくお願いいたします。
- ○水野委員 水野でございます。私は、大学の医学部で精神医学の講座を担当しておりま す。今回もそうした立場でこの会議にかかわらせていただけると存じております。

精神の障害といいますのは、ご存じのように生活支援や就労支援を必要としますような障害の部分と、それからいわゆる再発ですとか再燃を繰り返しますような病気の部分、疾患の部分と、この二つが併存しているという特徴がございます。そういう意味では、 医療と福祉と両方のサポートを必要とする障害の一つであるというふうに思います。

近年、この精神疾患が非常にふえておりまして、今320万人を超えているというふうに言われる中で、いわゆる5大疾病、5疾病の中に数えられまして、医療計画の中にも組み入れられているというような実態があるわけでございます。そういう意味では非常に多くの課題があるかと思いますが、二つ、三つ具体例として挙げさせていただきますと、一つは、いわゆる地域への移行の問題でございまして、これがなかなか進まないと。特に長期の入院患者さんが非常に高齢化しているという中で、これは非常に喫緊の課題であるということは間違いないだろうと思います。

それからもう一つは、皆さんよくご存じのように自殺の問題でございまして、三万数 千人の自殺者が相次ぐ我が国、毎年のようにいらっしゃる。そして、ことしはそれがま たふえそうだというような状況の中で、実は精神の問題を抱えている方がその中にたく さん含まれているということでございます。そうした視点からもアプローチしていかな ければいけないと思います。

それからもう1点の特徴としましては、一方で疾患という意味では、早期の発見や早期の治療をすることによって、ある程度は予防していくということができるという特徴も持っております。こうした点を特に東京都という大都市の中での課題とい切り口でとらえながら、この会議で実りあるものにしていきたいなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、宮本委員、よろしくお願いいたします。
- ○宮本委員 地域生活支援センターMOTAという下高井戸にあるんですけれども、そこで現場で働いています。きょう出させていただいたのは、精神障害者の退院促進支援事業の12事業所が東京都から委託を受けてやっているうちの一事業所として参加しました。

現場で精神科病院に外から入り、そして長期在院の方の退院のお手伝いをしているんですけれども、本当に思うことは、やっぱり、先ほども精神科特例のお話とか、あと精神科は医療がずっと必要なんだというお話が今までも出ていたと思うんですけれども、長く入院されたことによって、たくさんのものを体験とか、失ったものとか、生活になれてなかったり、そういうふうな課題を日々感じる中で、物すごくケアというか、人で丁寧なケアをしていかないと、また再発するというふうなことがありまして、現状の退院促進支援制度を継続していただきつつ、国は個別給付というふうな形で出しているんですけれども、それだけではちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っていて、国のほうからも出ている、プラス現状の退院促進のシステムネットワークづくりをしつつ、長期在院の方を出していくというふうな形で現場からお話しできたらいいなというふうに思っています。

- ○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。 それでは、山下委員。
- ○山下委員 ここにうちの施設の名前が書いてございますけれども、東京都内にあります 知的障害者関係の施設の団体をことしの4月から長をさせていただいております。課題 はたくさん、専門部会でもお話をさせていただきたいんですけれども、今うちの部会と、 それから支援協会で宮城県の支援をさせていただいております。今回の震災のときに、 こんなことを言ってはおかしいですけど、幸いにも入所施設については山のほうにあったということで、ほとんど人的な被害が少なかった。あとは通所施設が、その日から、 3月11日から全部入所施設になったと。みんな帰れないで、そこでお預かりをして食事を提供してきたというようなことが実態としてはあります。

岩手県と福島県の実情についてはちょっと詳しくわかりませんが、宮城県で知的障害

関係で亡くなられた方は30人ぐらいということで、あれだけの人数が亡くなった中では非常に少なく、避難訓練等の避難の誘導等、非常によく迅速にできていたのではないかというふうには考えております。

そういう実態があるわけですが、もう一つ、鴨川の話が先ほど出ましたけれども、うちの施設からも職員、それから育成会からも出しているんですが、ここで4カ月たちました。

東京都のほうから、東京都が何かをするということはなかなか難しいのかもしれませんが、厚生労働省等に働きかけていただいて、状況が一日も早く改善されるようにしていただきたい。また、東京都で震災が起きたときのために、十分な準備も進めていただけたらいいなというふうに思っております。以上です。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。

それぞれの委員のご発言の中から、いろんなテーマが提起されたような気がいたします。 これを整理いたしますと、そのまま部会のほうの課題になっていくのかなというふうに も思いましたが、皆様のご協力で45分に終えることができました。

一言、髙橋先生、何か。

○髙橋(儀)副会長 私のほうは、建築ですとか住まい、あるいはまちづくりといったことを専門にしているわけですけれども、この領域の中では非常に少ない検討ということになるんだろうと思いますが、ぜひ専門部会では地域居住の拠点である住まいについて、改めてもう一度問い直すような検討をしていただけないだろうかというふうにお願いいたします。

それから、もう一つは、やはり教育の問題です。特別支援教育については、学校教育法とか施行令が変わってきてありますので、かなり動いてきてはいますけれども、文科省も含めて通常の学校の整備のあり方ですとか、それが急激的に変化しているような感じがいたします。ただし、地方の教育委員会の中では、依然としてなかなかうまくいっていない。やっぱり地域居住と、それから通常の学級でも学べるという環境づくりというのが、恐らくノーマライゼーションの環境づくりに非常に不可欠なのではないかというふうに考えておりますので、ぜひ機会がありましたら、このあたりのご検討をいただければと思います。

○髙橋(紘)会長 ありがとうございました。

それでは、皆様から一通りご発言をいただきまして、このご発言を専門部会のほうに宿題というとちょっと語弊がありますね。課題提起というか、そういう形でお渡しをして、松矢専門部会長以下、専門部会の委員の皆様にはいろいろご苦労をおかけをいたしますが、またお目にかかるときは、相当、次の計画の具体的な案を皆様と一緒に審議できるということになろうかと思っておりますので、それを楽しみにお待ちしたいというふうに思いますし、専門部会の委員の皆様、積極的にご参画をいただきまして、成案をつくるためのご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、きょうの議事はすべて終わりました。協議会はこれで閉会ということでございますが、事務局のほうから連絡事項があるようでございますので、事務局のほう、よろしくお願いをいたします。

〇山口課長 それでは、事務局のほうからご連絡を差し上げます。第1回の専門部会でございますが、7月25日月曜日、午後6時から、会場はこの会議室を予定してございます。本日配付させていただきました資料のうち参考資料1から4につきましては、次回もあわせて使わさせていただきたいと考えておりますので、机上にお手元においてお帰りいただければと考えております。

本日はありがとうございました。

(午後8時47分 閉会)